



広島県報

定期
第9号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止	(地域行政室)	一
生活保護法の規定による介護機関の指定	(福祉指導室)	一
生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(治山室)	二
解除予定保安林	(土木建築総務室)	二
公共測量の実施	("	三
公共測量の終了	("	三
公 告		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(地域産業振興室)	三
開発行為に関する工事の完了	(開発指導室)	三
土地改良区の清算人の退任	(東広島地域事務所)	四
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	(尾三地域事務所)	四
県営土地改良事業の換地処分	("	四
換地処分(土地改良区)	(福山地域事務所)	四
公営企業管理規程		
広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程	(県法規登載)	四
教育委員会教育長告示		
公安委員会の指定		
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		
内水面漁場管理委員会告示		

漁業法の規定による公聴会の開催

告

示

広島県告示第百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第二項の規定により、昭和五十四年六月二十六日に定めた深品環境衛生組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成十八年三月一日から廃止する。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第百一十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によって、同法による介護扶助のための介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ケアサ ービス因島	因島市中庄町二 四一八番地一六	ケア・サービ ス 因島訪問介護	因島市中庄町二 四一八番地一六	平成 一七・二二・ 一
有限会社ちいさ な手	東広島市安芸津 町小松原五四九 番地一	有限会社ちい さな手	東広島市安芸津 町小松原五四九 番地一	平成 一七・一〇・ 一
医療法人社団あ んず会本田クリ ニツク	東広島市高屋町 杵原一二九二・ 二ツク	グループホーム 金泉	東広島市安芸津 町三津四三三三・ 一	平成 一七・二二・ 一
社会福祉法人い もせ聚楽会	廿日市市大野一 六八〇・三	宮島ふれあい居 宅介護支援事業 所	廿日市市宮島町 九六〇番地の二	平成 一七・一一・二二
社会福祉法人い もせ聚楽会	廿日市市大野一 六八〇・三	ホームヘルプサ ービスセンターみ どり	廿日市市宮島町 九六〇番地の二	平成 一七・一一・二二
社会福祉法人い もせ聚楽会	廿日市市大野一 六八〇・三	デイサービスセ ンターみどり	廿日市市宮島町 九六〇番地の二	平成 一七・一一・二二

社会福祉法人いもせ聚楽会	廿日市市大野一六八〇・三	大野ふれあい居宅介護支援事業所	廿日市市大野四一九番地	平成一七・一一・二二
社会福祉法人いもせ聚楽会	廿日市市大野一六八〇・三	大野ふれあい訪問介護事業所	廿日市市大野四二四番地	平成一七・一一・二二
社会福祉法人いもせ聚楽会	廿日市市大野一六八〇・三	大野ふれあい通所介護事業所	廿日市市大野四二四番地	平成一七・一一・二二
シードネットワイクスシステム有限会社	広島市安芸区矢野南一丁目二番四号	デイサービス住宅老所かむながら	安芸郡熊野町初神九八一五番地	平成一七・一二・一一
シードネットワイクスシステム有限会社	広島市安芸区矢野南一丁目二番四号	すみれ介護ステーション熊野	安芸郡熊野町初神九八一五番地	平成一七・一二・一一

広島県告示第百十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。
平成十八年二月六日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大野町社会福祉協	佐伯郡大野町四一二四番地	大野町ふれあい居宅介護支援事業所	佐伯郡大野町四一九番地	平成一七・一〇・三一
社会福祉法人大野町社会福祉協	佐伯郡大野町四一二四番地	大野町ふれあい訪問介護事業所	佐伯郡大野町四一二四番地	平成一七・一〇・三一
社会福祉法人大野町社会福祉協	佐伯郡大野町四一二四番地	大野町ふれあい通所介護事業所	佐伯郡大野町四一二四番地	平成一七・一〇・三一
社会福祉法人宮島町社会福祉協	佐伯郡宮島町九六〇番地	宮島町居宅介護支援事業所	佐伯郡宮島町九六〇番地	平成一七・一〇・三一
社会福祉法人宮島町社会福祉協	佐伯郡宮島町九六〇番地	ホームヘルプサービスセンターみどり	佐伯郡宮島町九六〇番地	平成一七・一〇・三一
社会福祉法人宮島町社会福祉協	佐伯郡宮島町九六〇番地	デイサービスセンターみどり	佐伯郡宮島町九六〇番地	平成一七・一〇・三一

広島県知事 藤田雄山

社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会	安芸高田市吉田町吉田二三四	安芸高田市社協訪問介護事業所	安芸高田市向原町坂二八七番地	平成一七・七・三一
社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会	安芸高田市吉田町吉田二三四	安芸高田市社協訪問介護事業所	安芸高田市向原町坂二八七番地	平成一七・七・三一
社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会	安芸高田市吉田町吉田二三四	安芸高田市社協訪問介護事業所	安芸高田市向原町坂二八七番地	平成一七・七・三一

広島県告示第百十四号
次の保安林を解除予定保安林にした。
平成十八年二月六日

広島県知事 藤田雄山

- 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡熊野町字定光二〇八の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇九の二
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
 - 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡熊野町字定光二〇八の一から二〇八の三・字堂畝三二二九の四・三二六五の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第百十五号
広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十八年二月六日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類

公共測量(四級基準点)

二 作業期間

平成十七年十二月九日から平成十八年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市南区皆実町一丁目、三丁目、四丁目地区

広島県告示第百十六号

平成十七年広島県告示第六百八十四号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島法務局長から通知があった。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤田雄山

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ広店

所在地 呉市広中町一・一八

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

2 小売業を行う者

名称 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年九月二十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百五十三平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

六十台

2 駐車場の収容台数

四十八台

3 荷さばき施設の面積

百四・三四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

三十八・五八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

七 届出年月日

平成十八年一月二十日

八 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十八年三月三十一日まで)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年二月六日から平成十八年六月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

十 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年六月六日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(平成十八年三月三十一日まで)

呉市商工観光部商工振興課(平成十八年四月一日から)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 三原市中之町九丁目一〇八五番一、一〇八六番一、一〇八六番二、一〇八七番一、一〇八七番二、一〇八八番一の一部、一〇八八番二、一〇八八番三、一〇九五番一の一部、一〇九五番二、一〇九五番三の一部、一〇九六番三の一部、一一七一番一の一部、一一七三番三、一一七四番一の一部、一一七四番三、一一七五番一、一一八五番二、一一八五番三、六一七五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市城町二丁目三番一・二〇一号

熊野開発 株式会社

代表取締役 向久保 勝治

清算法人豊田郡大崎町西野土地改良区から次の清算人が退任した旨の届出があった。
平成十八年二月六日

氏名	住 所	広島県東広島地域事務所長	大 坂 桂 介
濱 中 重 光	豊田郡大崎上島町大串二八一〇		

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月六日から平成十八年二月二十七日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申し立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月六日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

事業主体	地区名	事 業 名	縦覧場所
三原市	七 宝	農業用排水施設管理事業	三原市役所

世羅郡世羅町所在の広島中央2期地区(安行地区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によって、平成十八年一月三十日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年二月六日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成十八年二月六日

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
福山市土地改良区	土壁上	区画整理事業	平成一八・一・二三

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

公営企業管理規程

広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年二月六日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第百二条第一項中「行うものとする」を「当該資産が処分された日の属する月まで行うものとする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島県公営企業財務規程の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立総合体育館の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年二月六日

広島県教育委員会

教育長 関 靖 直

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

財団法人広島県教育事業団 理事長 吉田 貞之

2 主たる事務所の所在地

広島市中区基町四番一号

二 指定した年月日

平成十八年一月二十五日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第8号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの

で、規則第9条第一項の規定により告示する。
平成18年2月6日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

型式名	遊技機の種類	検定の有効期間	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
CRPカ リアカ イゾクG	回胴式遊技機	告示の日 (平成18年 2月6日) から3年間	株式会社アトム 直也 代表取締役 原野 直也 (東京都台東区東上野二 丁目20番1号)	左 同
CSオム ン コ ア イ	同上	同上	アピリット株式会社 准一 代表取締役 瀧野 中央 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目9番14号)	左 同
CR海童 くんDN 2C	ぱちんこ遊 技機	同上	同上	左 同
CR海童 くんDN 3C	同上	同上	同上	左 同
ボンバー マンピク トローF	回胴式遊技 機	同上	カミー株式会社 通 代表取締役 片岡 地 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サンシャイ ン60)	左 同
CRカツ チヤツ LVWA	ぱちんこ遊 技機	同上	同上	左 同
CRカツ チヤツ SVWA	同上	同上	同上	左 同
CRくる くるホッ 萌2	同上	同上	株式会社高尾 内ヶ島敏博 代表取締役 古屋市中川 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	左 同

内水面漁場管理委員会告示

広島県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べよとする者は、住所、氏名、年令、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成十八年二月十七日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によつて縦覧に供する。

平成十八年二月六日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 後藤文好

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所
二月二十七日(月) 午後二時	広島市中区基町一〇・五二 広島県内水面漁場管理委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成十八年六月五日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

免許の日から平成二十五年十二月三十一日まで

3 免許予定日

平成十八年六月五日

4 申請期間

告示の日から二箇月以内

5 関係地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成十八年二月六日から同年二月十七日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇・五二 広島県内水面漁場管理委員会事務局内	〇八二・二二二・三七九四
広島市中区基町一〇・五二 広島地域事務所農林局水産課内	〇八二・二二八・二二一一 内線五四三一一